

## 要 旨

本稿は、久邇宮朝彦親王の行実（伝記）編纂に着目することにより、宮内省および皇族家による修史事業の一端を明らかにすることを眼目とする。

先行研究では「孝明天皇紀」「明治天皇紀」「大正天皇実録」等の天皇実録の編修過程について、組織構成員・編修方針・編修業務の実態が明らかにされてきている。しかし、それと比較すると皇族の行実編纂についてはなお不明な点が多い。そのなかでも朝彦親王の行実編纂は、宮内省・久邇宮家双方の編纂目的に大きく影響されていると考えられ、皇族行実の編纂が持った特徴を分析できる適切な事例と考えられる。

第1章「宮内省の修史事業の方式」では、本論を理解する前提として、宮内省による修史事業の方式について整理した。①宮内省内に臨時に設置された組織によるもの（先帝御事蹟取調掛＝「孝明天皇紀」、臨時帝室編修局＝「明治天皇紀」）。②宮内省図書寮によるもの（「大正天皇実録」ほか）。③宮家によるもの、である。

第2章「久邇宮家における編纂（第一期）」では、明治24年の朝彦親王薨去後に開始された久邇宮家による編纂作業について明らかにした。特に朝彦親王が明治元年に謀反の嫌疑で広島藩に配流された件が冤罪であることを証明する方針を立て、事件当時の関係者に行った談話聴取や照会内容について言及した。併せて、宮内省図書頭の反対意見などから、同省による編纂が実現しなかった要因を解明した。

第3章「久邇宮家における編纂（第二期）」では、明治32年の「故朝彦親王殿下御行実編輯委員」設置にいたるまで、久邇宮家が宮内大臣や侍従長と複数回行った交渉内容を分析する。久邇宮家と宮内省の“綱引き”からみえる両者の狙いと、「久邇親王行実」編纂事業が持った特殊な性格（冤罪証明が伴う責任問題）を明らかにする。

第4章「編纂の過程で作成された史料群の構造と本文の関係」では、宮内庁書陵部宮内公文書館と東京大学史料編纂所に所蔵される筆写史料から、久邇宮家が編纂時に作成した典拠史料群（「御行実編輯料」）を復元する。併せて広島配流時の本文記述を確認し、事件当事の関係者の責任問題にも配慮していた可能性があることを指摘した。

「おわりに」では結論として、「久邇親王行実」の編纂が、朝彦親王の冤罪証明という目的を実現するための手段の一つという特徴があったこと。そのため、1ヶ月というきわめて短時間で、かつ事業の延長も行わずに完成するのに成功したこと。しかし、歴史的にみれば、明治維新で発生した「矛盾」の「精算」という側面も存在すると考えられることを指摘した。